

質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 三郷管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 12-4-3	光通信ケーブル等の確認について、試掘の実施については別途協議と解釈して宜しいでしょうか。	試掘の実施については、監督員が必要と認めた場合は別途協議となります。
2	特記仕様書 16	業務用プレート等に関する事項について、現場職員及び下請負業者の連絡者関係は、対象外と解釈して宜しいでしょうか。	特記仕様書「16. 業務用プレート等に関する事項」に示す車両以外は、対象外となります。